2　機関が何らかの理由により1の規定の下で必要とされる保障措置を適用しない場合には、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に常に保障措置が適用されていることが極めて重要であることに鑑み、両締約国政府は、是正措置をとるため直ちに協議するものとし、また、そのような是正措置がとられないときは、機関の保障措置の原則及び手続に適合する取極であって、1に規定する機関の保障措置が意図するところと同等の効果及び適用範囲を有するものを速やかに締結する。

第六条

1　日本国及びベトナム社会主義共和国は、この協定の実施に当たり、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故の早期通報に関する条約、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約及び千九百九十四年六月十七日に採択された原子力の安全に関する条約に適合するように行動する。

2　両締約国政府は、この協定の適用を受ける核物質、資材、設備又は技術が置かれ又は用いられる施設について、当該施設の安全性を確保するための措置の実施に関する相互に満足する取極を行うことができる。

第七条

1　この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って防護の措置をとる。

2　この協定に基づいて移転される核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の国際輸送について、日本国及びベトナム社会主義共和国は、千九百八十年三月三日に署名のために開放された核物質の防護に関する条約に適合するように行動する。

第八条

この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。

第九条

この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、両締約国政府が別段の合意をしない限り、ベトナム社会主義共和国の管轄内において、濃縮され、又は再処理されない。

第十条

1　直接であると第三国を経由してであるとを問わず、両国の間において移転される核物質、資材、設備及び技術は、予定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された核物質、資材、設備又は技術の移転に先立ち、移転される当該核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の認められた者であることの書面による確認を受領締約国政府から得る。

2　この協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び技術は、次のいずれかの場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。

(a)　そのような核物質、資材又は設備がこの協定の関係する規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合

(b)　そのような核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けないこととなることについて両締約国政府が書面により合意する場合

(c)　核物質について、機関が、第三条に規定する関係する保障措置協定の保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したこと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は実際上回収不可能となったことを決定する場合

第十一条

両締約国政府は、この協定の下での協力に基づいて生じ、又は移転された知的財産及び技術の適切かつ効果的な保護を、日本国及びベトナム社会主義共和国が当事国である関係する国際協定並びにそれぞれの国において効力を有する法令に従って確保する。

第十二条

1　この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、相互に協議を行う。

2　この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が1に規定する協議によって解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、両締約国政府が構成及び手続に合意する仲裁裁判所に付託される。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。

第十三条

1　日本国政府又はベトナム社会主義共和国政府は、この協定の効力発生後のいずれかの時点において、それぞれ、ベトナム社会主義共和国又は日本国について次の(a)又は(b)に規定する事情が生じた場合には、この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する権利を有する。

(a)　第四条から第九条までのいずれかの規定又は前条に規定する仲裁裁判所の決定に対する違反をする場合

(b)　第三条に規定する機関との間の保障措置協定を終了させ、又はこれに対する重大な違反をする場合

2　日本国政府又はベトナム社会主義共和国政府は、それぞれ、ベトナム社会主義共和国又は日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、1に規定する権利と同じ権利を有する。

3　いずれか一方の締約国政府がこの協定の下での協力の全部若しくは一部を停止し、若しくはこの協定を終了させ、又はこの協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する行動をとるに先立ち、両締約国政府は、他の適当な取極を行うことが必要となる場合のあることを考慮しつつ、是正措置をとることを目的として協議を行うものとし、適当な場合には、次の事項について慎重に検討する。

(a)　当該行動の影響

(b)　当該行動を検討することの原因となった事情が故意にもたらされたものであるか否か。

4　いずれか一方の締約国政府は、3に規定する協議の後、次の場合にはこの条の規定に基づく権利を行使するものとする。

(a)　1に規定する場合において、適当な期間内に他方の締約国政府が是正措置をとらなかったとき。

(b)　2に規定する場合において、当該一方の締約国政府が是正措置を見いだすことができないと判断するとき。

第十四条

1　この協定は、両締約国政府の書面による合意によって改正することができる。この協定の改正は、各締約国政府により、当該改正に必要なそれぞれの国内手続に従って承認されるものとする。

2　この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、両締約国政府の書面による合意により、この協定の改正によることなく修正することができる。